



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和8年3月23日（月） 第10381号

目次

	ページ
規 則	
○群馬県災害救助法施行細則の一部を改正する規則（危機管理課）	2
告 示	
○家畜伝染病発生報告（農政課）	4
○道路の区域変更（道路管理課）	4
○道路の供用開始（同）	4
○道路の区域変更（同）	5
○同	5
○同	5
○道路の供用開始（同）	6
○道路の区域変更（同）	6
○同	6
○同	7
○道路の供用開始（同）	7
○同	7
○道路の区域変更（同）	8
○道路の供用開始（同）	8
○道路の区域変更（同）	8
公 告	
○建設業法第29条の5第1項の規定による公告（建設企画課）	9
○開発工事の完了（建築課）	9

規則

群馬県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十三日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第十七号

群馬県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

群馬県災害救助法施行細則(昭和三十五年群馬県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一(一)4中「福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。))であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する」を「法第二条第二項に基づき、福祉避難所(主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させるものであつて、災害対策基本法施行令(昭和三十七年政令第二百八十八号)第二十条の六第一号から第五号までに定める基準に適合する」に改め、同表一(一)1(4)中「高齢者等」を「高齢者、障害者等」に改め、同表十四を同表十五とし、同表十三(一)4中「飲料水の供給」を「福祉サービスの提供」に改め、同表十三(一)中7を8とし、6を7とし、5を6とし、4の次に次のように加える。

5 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

別表第一の十三を同表十四とし、同表十二中「第四条第一項第十号」を「第四条第一項第十一号」に改め、同表十二を同表十三とし、同表十一中「第四条第一項第十号」を「第四条第一項第十一号」に改め、同表十一を同表十二とし、同表十中「第四条第一項第十号」を「第四条第一項第十一号」に改め、同表十を同表十一とし、同表九中「第四条第一項第九号」を「第四条第一項第十号」に改め、同表九を同表十とし、同表八中「第四条第一項第八号」を「第四条第一項第九号」に改め、同表八を同表九とし、同表七中「第四条第一項第七号」を「第四条第一項第八号」に改め、同表七を同表八とし、同表六中「第四条第一項第六号」を「第四条第一項第七号」に改め、同表六を同表七とし、同表五の次に次のように加える。

六 法第四条第一項第六号の福祉サービスの提供

- (一) 福祉サービスの提供は、災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者(以下「災害時要配慮者」という。)に対して、応急的に処置するものとする。
- (二) 福祉サービスの提供は、都道府県知事等(法第三条に規定する「都道府県知事等」をいう。)又は災害発生市町村等(法第十一条に規定する「災害発生市町村等」をいう。)の長からの要請を受けて行うものとする。
- (三) 福祉サービスの提供は、次の範囲内において行う。

- 1 災害時要配慮者に関する情報の把握
- 2 災害時要配慮者からの相談対応
- 3 災害時要配慮者に対する避難生活上の支援

4 災害時要配慮者の避難所への誘導

5 福祉避難所の設置(法第二条第二項に基づき設置する場合を除く。)

(四) 福祉サービスの提供のため支出できる費用は、(一)1から4までの場合は消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費として当該地域における通常の実費とし、(三)5の場合は消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費若しくは購入費、光熱水費又は仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費とする。

(五) 福祉サービスの提供を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とする。

別表第二の一(一)「第四号」を「第五号」に改め、同表一の表中

薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士	保健師、助産師、看護師、准看護師及び救急救命士	土木技術者及び建築技術者
を		
薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、臨床工学技士、言語聴覚士、歯科衛生士及び歯科工士	保健師、助産師、看護師、准看護師及び救急救命士	保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士及び児童福祉士(昭和二十二年法律第二百四十四号)並びに児童福祉法(昭和二十二年法律第二百四十四号)第六十二条に規定する指定障がい児相談支援及び障害児相談支援を行う者(以下「社会生活支援者」という。))
土木技術者及び建築技術者	令で定めるもの	令で定めるもの

に改め、別表第二の二中「第

四
条
第
五
号
か
ら
第
十
号
を
「
第
四
条
第
六
号
か
ら
第
十
一
号
」
に
改
め
る。
附
則
こ
の
規
則
は、
公
布
の
日
か
ら
施
行
す
る。

■ 告 示

◎群馬県告示第65号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生について届出があった。

令和8年3月23日

群馬県知事 山本 一 太

病名	畜種	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生年月日	発生場所
豚熱	豚	患畜	3頭	令和8年2月26日	前橋市
豚熱	豚	疑似患畜	2,017頭	令和8年2月26日	前橋市

◎群馬県告示第66号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県沼田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月23日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
一般国道	120号	沼田市上之町字滝棚1154番の1地先から同市下之町字滝棚1009番地先まで	前	12.0	428.2
			後	20.0～27.1	428.2

◎群馬県告示第67号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月23日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
一般国道	146号	吾妻郡長野原町大字古森字曾利17番の7地先から同郡同町大字同字同21番の1地先まで	令和8年3月23日

◎群馬県告示第68号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月23日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一般国道	354号	高崎市江木町字高崎沖306番の11地先から同市綿貫町字原北1694番の1地先まで	前	5.6～31.0 23.6～63.0	6177.9 3495.8
			後	23.6～63.0	6232.9

◎群馬県告示第69号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県沼田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月23日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一般国道	401号	沼田市上之町字滝棚1154番の1地先から同市下之町字滝棚1009番地先まで	前	12.0	428.2
			後	20.0～27.1	428.2

◎群馬県告示第70号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月23日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
-------	-----	-----	--------	---------------	-------------

県道	前橋長瀬線	高崎市綿貫町字曲師東1918番の1地先から同市同字同1919番の1地先まで	前	—	—
			後	12.1~29.2	91.0

◎群馬県告示第71号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月23日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	前橋長瀬線	高崎市綿貫町字千葉西877番の1地先から同市岩鼻町字天神220番の1地先まで	令和8年3月31日

◎群馬県告示第72号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県渋川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月23日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	高崎渋川線	渋川市石原字石原東927番の1地先から同市同字熊野165番の1地先まで	前	6.9~22.3	567.6
			後	16.0~22.3	567.6

◎群馬県告示第73号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県富岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月23日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	下仁田上野線	甘楽郡南牧村大字小沢字丁萱1681番の2地先から同郡同村大字千原字桶沢35番の1地先まで	前	10.1～21.3	167.2
			後	8.5～21.9	167.2

◎群馬県告示第74号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県富岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月23日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	下仁田上野線	甘楽郡南牧村大字千原字桶沢20番の1地先から同郡同村大字同字同10番の1地先まで	前	9.8～12.8	59.4
			後	16.6～23.4	59.4

◎群馬県告示第75号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県富岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月23日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
県道	下仁田上野線	甘楽郡南牧村大字小沢字丁萱1681番の2地先から同郡同村大字千原字田ノ平198番の9地先まで	令和8年3月23日

◎群馬県告示第76号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月23日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	植栗伊勢線	吾妻郡東吾妻町大字植栗字小沢沢915番の1地先から同郡同町大字同字同926番の3地先まで	令和8年3月23日

◎群馬県告示第77号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県沼田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月23日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	老神温泉線	沼田市利根町老神字ヲロ地275番の1地先から同市利根町高戸谷字下原756番の1地先まで	前	5.7～11.0	865.1
			後	5.8～19.4	865.1

◎群馬県告示第78号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県沼田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月23日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	老神温泉線	沼田市利根町老神字ヲロ地275番の1地先から同市利根町高戸谷字下原756番の1地先まで	令和8年3月23日

◎群馬県告示第79号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県伊勢崎土木事務所におい

て一般の縦覧に供する。

令和8年3月23日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	境木島大間々線	伊勢崎市東小保方町3453番の1地先から同市東町2556番地先まで	前	7.7~13.0	952.0
			後	17.0~17.0	952.0

■ 公 告

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年3月23日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 処分をした年月日 令和8年3月11日
- 2 被処分者

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
多野産業株式会社	群馬県藤岡市藤岡1851-1	代表取締役 清水 泉	群馬県知事許可(特-5)第2371号

- 3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令
 - (1) 停止を命ずる営業の範囲 建築工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの
 - (2) 期間 令和8年3月25日から令和9年3月24日までの1年間
- 4 処分の原因となった事実 多野産業(株)の代表取締役(当時)は、藤岡市が令和6年7月4日に執行した「平井小学校体育館大規模改修建築工事」の条件付き一般競争入札に関し、同市副市長(当時)から同入札に関する秘密事項である同工事の最低制限価格の教示を受け、同社に同最低制限価格と同額の入札をさせて同案件を落札させ、もって偽計を用いて、公の入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為を行った。これにより、令和7年10月7日に前橋地方裁判所から懲役1年6月(執行猶予3年)の判決を受け、その刑が確定した。このことが、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当し、同条第3項に基づき営業停止処分とする。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和8年3月23日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	みどり市笠懸町鹿2558-5、2559-	みどり市笠懸町鹿2952番地

1、2560-1、2561-1、2562、
2563、2582-1、2583、2584
-1、2584-2、2585

みどり市長 須藤昭男

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111